●歳末歳首の廣告

歳末歳首の時事新報は臨時に部數を增刊するのみならず一部の頁數も平生に數倍するを以て印刷上多くの時間を要す隨て廣告申込の期日を早めざるを得ず就ては來る三十日以後の時事新報に廣告御揭載相成度方は可成前以て御申込被下度左の期日に後れたる廣告の申込は御依賴に應ずる能はざる事あるべし

來三十日の紙上に揭る廣告　申込期日來廿八日限
來卅一日の紙上に揭る廣告　申込期日來廿九日限
一月一日の紙上に揭る廣告　申込期日來三十日限

●月曜日のみ休刊

時事新報は一週一日即ち月曜日に休刊するのみなるに大祭祝日にも休刊する事と思ひ誤れる方あり此の誤解は祭日祝日の多き歳首に際して讀者幷に廣告依賴者諸君の爲め不都合專からされば念の爲め本紙の休刊日を左に揭ぐ

本紙休刊　は月曜日のみ其他は歳末歳首祝日祭日にても打通しに發刊す

時事新報

軍用鐵道と商用鐵道

（昨日の續）

我國の地勢は彼の歐洲大陸の如く列國の土壤相接するにあらず四面環海の嶋國たるは猶ほ英國に彷彿たり國防の策、海陸いづれに出づ可きやは軍學者の議論一ならず又爰には細論せずと雖も竊に國情を考ふるに西洋學術の輸入するや醫術と兵學とに始まりたる關係よりして今も猶ほ拔群の進步を著はすものは醫兵の二術を然りとす中にも兵學は日本國有の陸戰法ありて夙に精妙に達したるが故に洋流の陸軍學を會得採用するも亦頗る速にして漸く好成績を奏したるより此嶋國にも拘はらず歐洲列國對峙の兵略をして不知不識の間に如何に浸染せしめたるやは蓋し何人も之を想像するに難からざる可し左れば海軍の進步は割合に遲鈍にして數十年の後に至らざれば完備するを能はず之を急にせんとすれば財政の堪ふる所に非ざるが故に到底國防を託するに足らずとて專ら陸軍に重きを置き爲めに鐵道の設計上にも戰時の軍用法を注入するの止むを得ざるに至りたるが如し

又全國の地形を相するに山岳重疊亘連し南北の兩海岸は斜下して平坦となり都市も概ね海濱に近接するの國土なり斯る國土に鐵道を敷設して其利益を收めんとするに國力を增加するの計としては宜しく沿海の地を第一とす可きことは實利上覩易きの談なれども海防の不完備なるより線路も自から山間に隱蔽せざるを得ざる譯にして爲めに工費多く都市少なく收益を傷け國力を損すること實に莫大ならんとす未來未定の戰爭に備へんとして百代永遠の不經濟を忍ぶも亦是れ國防に陸軍を主とするの結果と云ふ可きか

國防を海軍に託せんとするも假に行ふ可らず陸軍に依らんとすれば鐵道も亦軍用たらざるを得ずと云ふと雖も國力の程度と國情の如何は須臾も之を忘る可らず今我が鐵道敷設法は即ち右の軍用論者が國有官設を主張したるの結果と云ふ可きものにして爲めに經濟の旨に戾し國帑を無利若くは損耗あるの途に消費するに至るもの甚だ少なからざるが如し今や朝野偏に國力振興を策せざる可らざるの急機に際し國帑にもせよ民資にもせよ莫大の資本を以て不利の業に從はんとするは實に容易の談にあらず知らず各地方の鐵道論者は果して其地方の爲めにすると共に眼を全國の經濟上に注ぐ者なるか、全國の租稅を以て一地方の道路橋梁を設くるの態に陷らざる可きか我輩の竊に憂慨に堪へざる所にして寧ろ斷然其の方針を改め鐵道は私設を獎勵して商用一方以て國力の增進を謀り而して國防には海軍を主として着々軍艦を製造し海務を整備せんことを欲するなり即ち前號に記載せる英國の筆法に鑑みて之に倣ふこそ經略の本則なる可しと信ずる者なり論者は海軍の完備は財政の俄に許さゞる所なれば其間國の安危を如何せんとて忡々措く能はざるが如くなれども是れ唯見識を以て判斷す可きことにして苟も國是に進取政略を取る限りは海軍の振興せざる可らざるや言を俟たず況んや他日歐洲の平和を破ることありとせんに其際我國に必要を感ずる者は恐くは軍用鐵道に非ずして軍艦ならん又況んや軍艦は恰も海上の鐵道とも云ふ可く平時には通商貿易の進捗を助くるの功さへ少なからずして是れぞ眞に經濟と軍事を兼ぬるの良鐵道なるに於てをや左れば軍艦製造は海防の急と云ひかた〴〵以て十年の功を五年四年にも急ぎ鐵道は固より商用の目的なれば軍事の考を外にして之を敷設するに專ら地理の平易なるを擇び都市貫通の旨を忘れず唯商賣上の利を主とするのみにして若しも一旦の變に不安心とあれば海軍の力を以て保護す可きのみ是れぞ嶋國獨占の利益にして歐洲大陸人などの知る所に非ず日本國が東洋の英國たると否とは實に此邊の方針如何に由りて決することなれば當局者は目下の陸軍の進步に拘泥することなく各地方鐵道論者も亦一地方の小利害に汲々たらざらんことを切に希望して已まざるなり

（畢）

官報

○豫算

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル明治二十五年度歳入歳出總豫算追加ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十五年十二月二十三日

內閣總理大臣臨時代理　內務大臣伯爵井上馨
大藏大臣　渡邊國武

豫算

第一條　明治二十五年度歳出豫算追加額ヲ三百八十一萬千七百五十五圓九十四錢ト定メ其款項ノ金額ハ別冊甲號歳出豫算ニ據ルヘシ

第二條　別冊乙號所揭ノ要途ハ年度末支出殘額ヲ明治二十六年度ニ繰越使用スルコトヲ得

（別冊）

甲號

歳出臨時部

內務省所管

第三款	土木費補助	金三百八十一萬千七百五十五圓九十四錢
第十七項	兵庫縣水害費補助	金八十二萬四千九百五十六圓五十四錢四厘
第十八項	岡山縣水害費補助	金百七十二萬九千三百廿五圓四十一錢四厘
第十九項	德島縣水害費補助	金百十二萬三千四百九十七圓九十二錢
第二十項	山梨縣水害費補助	金五萬二千二百二十五圓五十一錢七厘
第廿一項	高知縣水害費補助	金八萬千七百五十圓五十四錢五厘

（別冊）

乙號

第一　歳出臨時部內務省所管第三款土木費補助第十七項　兵庫縣水害費補助

第二　歳出臨時部內務省所管第三款土木費補助第十八項　岡山縣水害費補助

第三　歳出臨時部內務省所管第三款土木費補助第十九項　德島縣水害費補助

第四　歳出臨時部內務省所管第三款土木費補助第二十項　山梨縣水害費補助

第五　歳出臨時部內務省所管第三款土木費補助第二十一項　高知縣水害費補助

○農商務省告示第十八號

第十五回獸醫免許試驗竝第五回蹄鐵工免許試驗ノ擧行地及期日左ノ通之ヲ定ム試驗出願者ハ來明治二十六年一月中地方廳ヲ經由シテ其願書ヲ農商務大臣ニ差出スヘシ

明治二十五年十二月二十四日　農商務大臣伯爵後藤象二郎

第十五回獸醫免許試驗擧行地及期日

明治二十六年四月二十六日	廣島縣下	廣島
同　年五月三日	宮崎縣下	宮崎
同　年六月七日	東京府下	東京

第五回蹄鐵工免許試驗擧行地及期日

明治二十六年五月五日	廣島縣下	廣島
同　年六月十九日	東京府下	東京

○警視廳告示第二十七號

牛疫豫防ノ爲メ左ノ區域內牛ノ出入往來ヲ停止ス

麻布區一之橋ヨリ北ヘ宮下町ヲ右ヘ鳥居坂ヲ上リ六本木町ニ出テ左ニ芋洗坂ヲ下リ材木町櫻田町三軒家町通ヲ經テ廣尾橋ヨリ川筋天現寺橋ニ出テ古川筋一ノ橋ニ至ル

但周圍街道ハ除ク

明治二十五年十二月二十四日　警視總監園田安賢

雜報

○兩議院新年拜賀の通知　貴衆兩院議員新年拜賀の儀に付鍋嶋式部長より兩議員へ通達の儀兩院書記官長の許迄申入しに付一昨廿三日左の如く通牒せり

來る二十六年一月二日新年式拜賀の儀に付別紙の通式部長より通達有之候に付及御通牒候也

追て非役從六位以上勲六等以下の向は各其身分にて拜賀正七位下の向は議員の資格を以て拜賀本年十二月二十二日官報中宮內省告示第十三號御參照相成度此段爲念申添候也

書記官長

（別紙）

來る二十六年一月二日午前十一時三十分貴衆兩院議員一同列定兩陛下へ拜賀被仰付候節兩院議長は各其席に附き候樣御沙汰候條當日參內被相成節は副議長參內可有之御通牒候也

十二月二十二日　式部長侯爵鍋嶋直大

議長宛

（別紙）

來る二十六年新年式當省告示第十三號の通被定候に付拜賀として時刻三十分前宮中豐明殿へ參集可有之此段及御通知候也

十二月二十二日　式部長侯爵鍋嶋直大

議長宛

追て拜賀不參の輩は三日前迄に當職へ屆書差出候樣御通知有之度候也

（參考）

一　乘馬幷に馬車の向は正門より東車寄迄
一　人力車の向は坂下門又は通用門より同斷
一　有位者は大禮服其他は通常禮服燕尾
一　當日議員徽章佩用の向は御門鑑にて御門通行

○鐵道に關する請願書　貴族院に於ては鐵道敷設に關する請願書に限り其の都度之を審査せず後日一纏にして委しく審議する筈なりと

○新聞紙法案の成行　貴族院に於ける新聞紙條例改正法案は目下特別審査委員の手にて審議中なるが既にその大體の審議丈は結了したる由にて衆議院に於ける特別審査委員の査定案と略ぼ同一なるものなりと

○大坂府會知事臨場の請求　大坂府會は警察機密費に就ては是非府知事自ら辨明せん事を望み已に過日の會議に本案を議せんとしたるも當時山田知事病氣引籠の故を以て先づ他案を議了し知事全快の後議定する事に決したるが知事の病氣は尚未だ平癒に至らず議會は已に他の議案を議了し今や閉會の期迫り此上は警部長の答辨にて開議せんとする折柄同地新聞紙上に山田知事は去る二十日天滿天神社內に於て故山田伯の祭典を執行せし際他の裁判官等と共に參拜し云々との記事ありしより議員中には好き攻擊の材料を得たりと

去る二十二日の會議に於て
記新聞の記事を持出し知事
木參事官は知事は腰痛にて
根なりと答辨したるも高岡
事實ならば吾々府民を代表
以て臥蓐に御見舞申さんと
乘りても臨席ありたし夫れ
を脊負丈の腕力あれば御望
述べ結局愈々病氣にて出席
長より照會する事に決し散

○水雷艇出航の報告
出航するときは水雷隊攻
（電信なき地は郵便）を以て
べしと一兩日前同大臣は通

横須賀鎭守府　劍崎と
呉鎭守府　宮嶋瀬戸、早
の瀬戸、大野瀬戸
佐世保鎭守府　軍港外
竹敷　大口灣外

○兵庫縣第二區の現
四郎（自由黨）藤井友次郎（
長）の三氏鼎立の姿なりし
本甚右衛門氏打て出でたん
市に住するも從來兵庫葱原
じなれば侮り難き敵なりと

○工師デレーケ氏の
て愈々大坂築港の爲め測量
の負擔と決議せしを以て大
派遣の義を內務大臣に稟請
工師デレーケ氏を派出する
一日午後五時大坂に着し翌
事會に至り種々築港に係る
坂の築港問題は明治初年
計し續て建野知事又此書
も計畫せり斯く三回迄設計
は皆立消となれり果して
萬圓の費用を要するも當
上は折角の御依賴なりと
との決意を示したり左れ
心動かすべからざるを知
る次第なれども兎に角一旦
にもあれば右の注文には
答するに至るべしとなり

○新刊書

●米國商家實見錄　は米
第を知らしめんとて細や
に關する銀行、手形交換所
簿勘定等數十件の事柄を
實は種々繁雜なれば一部
うもなけれど著者深町藤
にありて專ら實込に從事
る後も米國商店に入りて
譯書など、異りて商人社會
るべし（定價三十錢日本橋

●離世叢求　は李翰の蒙求
附して維新前後の著名なる
るものなり巻中の人物今
從て通讀の快味も多く少年
一助ともなることあらん